

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

議 会

ページ

- 宮城県議会傍聴規則の一部を改正する規則 一
- 宮城県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則 一
- 宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 二
- 宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令 三
- 宮城県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令 三

議 会

宮城県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

○宮城県議会規則第三号

宮城県議会傍聴規則の一部を改正する規則

宮城県議会傍聴規則（昭和三十五年三月二十五日制定）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「県職員」を「宮城県職員」に改める。

第十一条第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

四 酒気を帯びていると認められる者

五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

第十一条第一項第六号及び同条第二項を削る。

第十二条各号を次のように改める。

一 静粛にすること。

二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

○宮城県議会規則第四号

宮城県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮城県議会傍聴規則（昭和三十五年三月二十五日制定。この規則の施行の際現に公布されている宮城県議会傍聴規則の一部を改正する規則を含む。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条の番号に用いられている漢数字

アラビア数字

二	号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三	表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
四	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
五	漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
六	上欄	左欄
七	下欄	右欄
八	よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
九	促音に用いる「っ」又は「ツ」	それぞれ「っ」又は「ツ」

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が別に定めるところによる。
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令第6号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年宮城県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第七條第八号及び第七條の二第二号中「並びに週休日の振替及び」を「、週休日の振替、休憩時間の変更の承認並びに」に改める。

第八條第二項第三号中「職員（課長（これに相当する職（局に置かれる職に限る。）を含む。）の職以上の職にある者を除く。次号から第六号まで、第八号、第十号、第十七号及び第十八号において同じ。）」を「総括課長補佐の職にある者」に、「並びに週休日の振替及び」を「、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「職員」の下に「（課長（これに相当する職（局に置かれる職に限る。）を含む。）の職以上の職にある者を除く。次号、第七号、第九号、第十六号及び第十七号において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「第十一号」を「第十号」に、「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第八條の二第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「（課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者及び総括課長補佐の職にある者を除く。次号及び第三号において同じ。）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 職員（総括課長補佐以上の職にある者を除く。次号及び第三号において同じ。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定

第十三條第三号中「電子申請システムを使用した電磁的記録である情報（以下「電子申請システム文書情報」という。）の送信の際に当該情報」を「電子文書」に改める。

第十三條の二（見出しを含む。）中「電子文書取扱主任」を「電子文書取扱担当者」に改める。

第十四條中「電子情報（以下「文書情報」という。）を「情報」に改める。

第十六條第二号及び第三号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同條第六号及び第七号を削り、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、主務課に送信された電子文書又は主務課に配布された電子文書が保存されている電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）は、主務課において

受領して、收受するものとする（電子文書に電子署名が行われている場合にあつては、必要に応じ、当該電子署名が適正であることを確認した上で、收受するものとする。）。ただし、当該電子文書又は当該電磁的記録媒体がその所管に属さないものであるときは、当該電子文書（電磁的記録媒体にあつては、保存されている電子文書）に係る事務を所管する主務課に回付し、又は返付するものとする。

第二十二条の見出し中「の押印」を「及び電子署名」に改め、同条第一項中「（電子申請システム文書を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「押さなければならない」を「押印し、又は知事が別に定めるところにより電子署名を行わなければならない」に改め、同項第一号ハ中「押すべき」を「押印し、又は電子署名を行うべき」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、電子署名を行う文書については、この限りでない。

第二十二条の二を削る。

第二十三条第一項中「（総合文書システムにより施行する文書及び電子申請システム文書を除く。以下この項において同じ。）」は、「は、電気計算機又はファクシミリを利用した情報の送信による場合を除き、」に改め、同条第二項中「第二十二条第一項ただし書」を「前条第一項ただし書」に改め、「郵送、手渡し又は使送により行うほか、電送（ファクシミリ又は電子計算機による送信及び総合文書システムによる文書情報の送信をいい、電子申請システム文書情報の送信を除く。以下同じ。）により行うことができる」を「原則として、電送（電子計算機を利用した情報の送信をいう。以下同じ。）又は電磁的記録媒体の送付により行うものとする」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 電子署名を行った電子文書の発送は、電送又は電磁的記録媒体の送付により行うものとする。この場合において、電送は、第一類及び第十三条第二号の規定にかかわらず、主務課において、当該電送をしようとする文書に係る事務を担当する者が行うものとする。

第二十三条第四項を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令甲第七号

宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令
宮城県議会議長 高 橋 伸 二

宮城県議会委員会傍聴規程（平成十一年宮城県議会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定するもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

四 酒気を帯びていると認められる者

五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

第十条第一項第六号及び第七号並びに同条第二項を削る。

第十一条各号を次のように改める。

一 静粛にすること。

二 委員会室における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○宮城県議会訓令甲第八号

宮城県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二
宮城県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

（趣旨）

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序

とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

アルファベット順による小文字のアルファベット

十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット

十二 漢数字（次に掲げるものを除く。）

1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの
2 熟語の一部として用いられているもの
3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの
4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）
5 一の項及び二の項に定めるもの

アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

十三 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

次

十四 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

上記

十五 上欄

左欄

十六 下欄

右欄

十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」

それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」

十八 促音に用いる「っ」又は「ッ」

それぞれ「っ」又は「ッ」

十九 読点として表記する「・」

「・」

2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から十九の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適當でないと認められるときは、議長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。